

情報公開審査会の答申概要（答申第 31 号）

- 1 公開請求文書 北國新聞社前の武蔵方面からの右折レーン及び右折信号設置に関する理由及び信号設置の支出負担行為伺い一式
- 2 担当課（所） 警察本部交通部交通規制課
- 3 不服申立て等の経緯
  - (1) H14. 4. 1 公開請求 (4) H14.7.25 諮問
  - (2) H14. 5.15 不存在決定 (5) H17.2.18 答申
  - (3) H14. 7.12 審査請求
- 4 諮問に係る審査会の判断結果  
対象公文書について、作成していないことを理由に不存在としたことは、妥当である。

| 該当条項                 | 審査会の判断要旨  |
|----------------------|---|
| 条例第 11 条<br>2 項(不存在) | <p>1 右折レーン設置に関する理由書について</p> <p>国道 1 5 7 号は、金沢市から白山市の旧鶴来町に至る区間にあつては一般国道の指定区間を指定する政令（昭和 3 3 年政令第 1 6 4 号）により指定された国土交通大臣が管理する国道で、尾山交差点はその区間内に位置している。</p> <p>国道 1 5 7 号尾山交差点に設置された右折レーンは、道路管理者である国土交通省（北陸地方整備局金沢河川国道事務所）が「香林坊拡幅」として実施した拡幅整備工事により、平成 1 3 年 9 月に新設されたものである。</p> <p>また、本件右折レーンの設置は、警察と道路管理者が協議した上でなされているが、その協議は現場で口頭により行われている。</p> <p>したがって、実施機関は当該右折レーンの設置に関する理由書を保有していないものと認められる。</p> <p>2 右折信号機設置に関する理由書及び信号機設置に係る支出負担行為伺いについて</p> <p>実施機関が保有する「交通信号施設運用管理簿」によると、尾山交差点の信号は昭和 4 1 年 9 月に設置され、右折信号は平成 5 年 1 月に増設されたものと認められる。</p> <p>また、信号機新設に関する公文書は 3 年、信号機増設に関する公文書は 1 年、支出負担行為伺いに関する公文書は 5 年がそれぞれ保存期間であることが認められるので、本件公開請求に係る右折信号の設置に関する理由書及び支出負担行為伺いはすべて保存期間を経過しているものと認められる。</p> <p>よって、当該右折信号は右折レーンが設置される以前から設置されていたとしても、公安委員会は道路交通法上の書類を破棄しないものであるから当該公文書は存在するという審査請求人の主張には根拠がなく、保存期間が経過し破棄したので存在しないという実施機関の説明に不合理な点はないものと考えられる。</p> |

(別 紙)  
答申第31号

# 答 申 書

平成17年2月

石川県情報公開審査会

## 第1 審査会の結論

石川県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった公文書につき、不存在とした決定は、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経緯

### 1 公開請求の内容

審査請求人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成14年4月1日に「北國新聞本社前の武蔵方面からの右折レーン及び右折信号設置に関する理由及び信号設置の支出負担行為伺一切」（以下「本件請求文書」という。）について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

本件公開請求時には審査請求人から合計33件の公開請求があり、公開請求に係る公文書量が大量であるとともに、条例第7条各号に規定する非公開情報が含まれていることから、実施機関は、これらの公開請求を一体のものとしてとらえ、条例第12条第3項の規定により、公開決定等の期限を平成14年9月30日までとする旨平成14年4月12日に審査請求人に通知した。

その後、実施機関は、本件公開請求について公文書不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、平成14年5月15日に審査請求人に通知した。

（公文書を保有していない理由）

右折レーンの設置者は、国土交通省であるので、実施機関は公文書を保有していない。

また、信号設置に関する理由及び支出負担行為伺文書は、昭和41年度及び平成4年度に作成された、3年、1年及び5年保存の公文書であり、それぞれ保存期間が経過し、廃棄したため、存在しない。

### 3 審査請求

審査請求人は平成14年7月12日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、石川県公安委員会に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

石川県公安委員会は平成14年7月25日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る審査請求につき、諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

## 1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分取消しを求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び当審査会における意見陳述で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

ア 国民の生命、財産を守るべき警察官は、信義誠実に関係法規を遵守し、不偏不党で公務に従事することが義務付けられている。

イ 右折レーンは、平成13年7月参議院議員選挙の応援に総理大臣が来県した時に道路が拡幅されて設置されたもので、右折信号はその前からあったとしても、右折レーンはなかった。

ウ 公安委員会は、信号機など道路交通法上の書類は破棄しない。警察は、ご都合主義で破棄したと言っているのであり、公文書は存在する。

エ 全国的に多発する信号機設置にからむ警察、公安委員会の犯罪は公文書公開により抑止できる。

オ 公文書公開は、警察刷新する手段であり、非公開では警察刷新は不可能であり、社会正義に反する犯罪隠しが増大することは、全国の状況からも明白である。

## 第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書等から総合すると、おおむね次のとおりである。

### 1 右折レーンの設置について

本件公開請求の交差点は、国道157号上の通称「尾山交差点」であり、当該交差点から武蔵方向に720メートル間は、平成13年9月に道路拡幅工事が完成しており、道路上の中央線他の白線の車線標示は、道路管理者が実施している。

右折レーンの設置などについては、警察と道路管理者等が十分協議した上で設置しているが、その協議は現場で口頭により行っている。

右折レーンは道路管理者である国土交通省が標示しているので、公文書は保有していない。

### 2 右折信号設置に関する理由及び信号設置の支出負担行為何について

尾山交差点の信号機は、昭和41年度に設置されており、同交差点の右折矢印信号は平成4年度に増設されている。

信号機新設に関する公文書の保存期間は3年、矢印信号増設に関する公文書保存期間は1年、支出負担行為何に関する公文書保存期間は5年であることから、いずれの書類も、それぞれの保存期間が経過し破棄されているため存在しない。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

### 2 本件請求文書の性格等について

本件公開請求に係る公文書は、国道157号尾山交差点において武蔵方向から香林坊2丁目方向に至る右折レーン及び当該交差点に設置された右折信号機設置に関する理由を記載した文書並びに信号機設置に係る支出負担行為何である。

### 3 本件公文書の不存在について

#### (1) 右折レーン設置に関する理由書について

国道157号は、金沢市から白山市の旧鶴来町に至る区間にあっては一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）により指定された国土交通大臣が管理する国道で、尾山交差点はその区間内に位置している。

本件右折レーンは、道路管理者である国土交通省（北陸地方整備局金沢河川国道事務所）が「香林坊拡幅」として実施した拡幅整備工事により、平成13年9月に新設されたものである。

また、本件右折レーンの設置は、警察と道路管理者が協議した上でなされているが、その協議は現場で口頭により行われている。

したがって、実施機関は当該右折レーンの設置に関する理由書を保有していないものと認められる。

#### (2) 右折信号機設置に関する理由書及び信号機設置に係る支出負担行為何について

実施機関が保有する「交通信号施設運用管理簿」によると、尾山交差点の信号は昭和41年9月に設置され、右折信号は平成5年1月に増設されたものと認められる。

また、石川県警察情報公開事務取扱要綱第10の1で定めるファイル基準表によると、信号機新設に関する公文書は3年、信号機増設に関する公文書は1年、支出負担行為何に関する公文書は5年がそれぞれ保存期間であることが認められるので、本件公開請求に係る右折信号の設置に関する理由書及び支出負担行為何はすべて保存期間を経過しているものと認められる。

よって、当該右折信号は右折レーンが設置される以前から設置されていたとしても、公安委員会は道路交通法上の書類を破棄しないものであるから当該公文書は存在するという審査請求人の主張には根拠がなく、保存期間が経過し破棄したので存在しないという実施機関の説明に不合理な点はないものと考えられる。

したがって、本件請求文書は存在しないものと認められる。

#### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人が、審査請求書等の中で主張しているその他の主張については、本件を審査するに当たって、直接、関わりのあるものとは認められない。

#### 5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別 表>

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                    | 処 理 内 容                            |
|--------------------------|------------------------------------|
| 14. 7. 25                | ○ 諮問を受けた。(諮問案件第52号)                |
| 14. 8. 29                | ○ 諮問庁(公安委員会)から理由説明書を受理した。          |
| 16. 8. 31<br>(第116回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。                       |
| 16. 9. 16<br>(第117回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。                       |
| 16. 10. 29<br>(第118回審査会) | ○ 審査請求人から意見聴取を行った。                 |
| 16. 12. 2<br>(第119回審査会)  | ○ 事案の審議を行った。                       |
| 17. 1. 7<br>(第120回審査会)   | ○ 実施機関(警察本部交通部交通規制課)の職員から意見聴取を行った。 |
| 17. 2. 3<br>(第121回審査会)   | ○ 事案の審議を行った。                       |
|                          |                                    |
|                          |                                    |